

平成24年2月29日現在

平成24年度消費者庁調達改善計画（案）

「調達改善計画」は、これまでの手続きを重視した調達の適正化の取組から、調達する財・サービスの性質に応じた、調達の適正性、透明性の確保、効率性の向上等を目指すものであり、消費者庁における調達の実情等を踏まえ、重点的に調達改善を実施する分野を選定し、改善に取り組むものとする。

1. 調達改善の取組内容

1) 庁費類（汎用的な物品・役務）の調達の見直し

調達改善の対象	調達改善の取組内容	調達改善の目標
消耗品（トナー・コピー用紙・ガソリン）	単独官庁による調達から内閣府他との共同調達に変更。	調達事務の効率化と調達コストの削減
役務・サービス（速記・新聞切抜・クリーニング）	単独官庁による調達から内閣府他との共同調達に変更。	調達事務の効率化と調達コストの削減

※その他の消耗品（事務用消耗品・紙類（コピー用紙除く）・OA機器用消耗品・清掃用消耗品）及び、配送、健康診断については既に共同調達を実施済み。

2) 随意契約・一者応札の見直し

「随意契約の見直し、一者応札の改善に関する取組内容について」（平成23年12月27日内閣府 公共サービス改革担当事務局）に基づき、個別案件ごとに見直しを実施する。なお、個別調達案件ごとの見直しについては別紙のとおり。

3) その他公共サービス改革プログラム等で提言された取組

調達改善の対象	調達改善の取組内容	調達改善の目標
システム開発、調査研究、広報等	総合評価方式の拡充 ・具体的には、システム開発、調査研究、広報等の技術的要素等の評価を行うことが重要であるものについては、可能な限り、総合評価落札方式を採用していく。	事務・事業の質の向上

2. 進捗把握・管理等

計画の進捗状況については、随時とりまとめる。なお、見直しの必要が生じた場合等については、計画を改定し、その内容を公表する。

3. 自己評価の実施

上半期終了時点ならびに、年度終了時点における計画の達成状況、調達の具体的な改善状況等について評価し公表する。

4. 調達の推進体制

1) 推進体制の整備

消費者庁参事官、総務課および各部局の職員により構成する実務担当チームを設置する。

2) 外部有識者の活用

問題点の抽出、取組に関する監視、指導、助言等の観点から必要に応じて外部有識者の意見を求める。予算監視効率化チームなどの既存組織についても適宜活用する。

3) 実務担当チーム会合

チームは、上半期と下半期終了後、定例会合を開催する。ただし、定例会合以外の会合も、必要に応じて開催することができる。

5. その他

1) 取組状況等の公表

計画に関する取組状況等については、ホームページにおいて公表するものとする。

2) 計画の見直し

指針の改定、計画の進捗状況等を踏まえ、必要な場合には、所要の見直しを行うものとする。

平成 24 年度における競り下げ試行対象について

24 年 2 月 29 日

消費者庁

消費者庁においては、23 年度に引き続き、24 年度も主要な物品・役務について共同調達方式（幹事官庁：内閣府）での調達を行うこととしており、競り下げ試行対象品目についても、当該物品の入札を実施する幹事官庁の考えを踏まえ対応していく予定としております。

